

道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定 募集要領

「道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集しますので、基本協定の締結を希望される方は下記の基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いします。

令和8年2月2日

中国地方整備局

広島国道事務所長 金納 聡志

基本協定締結説明書

1. 協定概要

(1) 協定名 道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定

(2) 活動場所

広島国道事務所管内の下記①～④及び施工中の改築区間とする。

ただし、地区ごとに協定業者が希望する優先順位を付けるものとする。

①可部地区（国道54号、広島南道路）

②呉地区（国道31号（呉市）、国道185号、安芸津バイパス）

③西条地区（国道2号（東広島市、竹原市）、東広島バイパス（東広島市）、東広島・呉自動車道）

④広島地区（国道2号（広島市、海田町、廿日市市、大竹市）、国道31号（広島市、海田町、坂町）、西広島バイパス、東広島バイパス（広島市、海田町）、岩国・大竹道路）

電気通信設備関係については広島国道事務所管内全域を活動区域とした災害応急対策活動等の協力が原則となります。

(3) 活動内容

【土木関係】

広島国道事務所の所管施設等において災害が発生、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施するものです。

【電気通信設備関係】

広島国道事務所管内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される労力等により応急対策活動を実施するものである。

(4) 協定期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

なお、本協定期間の満了日の2ヶ月前までに広島国道事務所、災害協定業者のいずれからも協定締結に関して意思表示がない場合は、期間終了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後同様とする。

ただし、一般競争参加資格及び技術者等に変更が生じた場合は、

3. 応募資格の確認等に準じて提出するものとする。

なお、一般競争参加資格を失った場合は、基本協定を解除する。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 中国地方整備局における令和7・8年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていることを基本協定締結者の決定の条件とする。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木関係】 : 「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

【電気通信設備関係】 : 「電気設備工事」又は「通信設備工事」

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 過去15年間(平成23年4月1日以降)の工事の施工実績(履行中を含む)があること。

【土木関係】 : 広島国道事務所が発注した工事の施工実績を有すること。

【電気通信設備関係】 : 中国地方整備局(各事務所等含む)が発注した対象設備の工事の施工実績を有すること。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二-4(2),(3)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結

を認めないことがある。

②【土木関係】を希望する者

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

③【電気通信設備関係】を希望する者

a) 電気設備

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

b) 通信設備

1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 基本協定参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 【土木関係】【電気設備関係】においては、広島国道事務所が管理する区域の市町内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が存在すること。

【通信設備関係】においては、中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

なお、いずれの場合も(6)の基準を満たす技術者が在籍していること。

(9) 令和8年度において広島国道事務所が発注した各維持（保守）工事を受注している者については、当該維持（保守）工事の区域以外に調整する。

3. 応募資格の確認等

申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出のこと。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1（共通）】

②過去の施工実績【別記様式2（共通）】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出のこと。

③技術者の資格【別記様式3（共通）】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能である。

④道路災害応急対策担当区域図【別図－1（土木関係）】

建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出のこと。なお、別図－1の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出のこと。

建設機械及び資機材の詳細については、締結決定後に資料送付すること。

⑤担当区域希望調査票【別紙－1（土木関係）】

管内の4区域について、希望順位を記載して提出のこと。また、希望する区域の出張所までの建設資機材等の搬入時間を記載のこと。

⑥要請時の連絡先【別紙－2（共通）】

要請時の連絡先を記載のこと。

⑦希望設備調査票【別記様式4（電気通信設備関係）】

※希望設備箇所は活動を要請する際の参考とさせていただきます。

※活動を希望する設備に注釈等をご参照の上、記入願います。

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所を記入する欄がありますので記載漏れとならないように注意願います。

4. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

協定は、複数の区域を重複して締結できない。

(2) 応募者が多数の場合は、各出張所管内に必要とする人員、建設資機材等の数量や搬入時間等を勘案して決定する。

5. 申請手続き等

(1) 手続き担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28
国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所
防災情報課 防災情報課長 山口 徳一
TEL 082-281-4133 内線281
FAX 082-286-7897

(2) 受付期間等

申請書については、以下のとおり提出のこと。

- ① 受付期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月24日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ② 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ③ 提出場所：5.（1）に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問は、書面（様式は自由）により提出のこと。

- ② 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ② 受領期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月18日（水）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ③ 提出場所：5.（1）に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

- ① 期 間：質問を受理してから適宜に、令和8年2月24日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ② 場 所：5.（1）に同じ。

6. その他

- ① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

(別記様式1)

【土木関係】

(用紙A4)

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 金納 聡志 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年2月2日付けで募集のありました「道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定後、2. 応募資格（2）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く）でないこと、並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書3②に定める一般競争参加資格がわかる資料
- 2 基本協定締結説明書3③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書3④に定める技術者の資格等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書3⑤に定める道路災害応急対策担当区域図

※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図

- 5 基本協定締結説明書3⑥に定める希望する担当区域を記載した書面
- 6 基本協定締結説明書3⑦に定める要請時の連絡先等を記載した書面

問い合わせ先

担当者：中国 太郎

部署：〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号：（代）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線 〇〇〇）

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Mail:aaaa_bbbb@cccc.co.jp

(別記様式1)

【電気通信設備関係】

(用紙A4)

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 金納 聡志 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年2月2日付けで募集のありました「道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定後、2. 応募資格（2）の一般競争参加資格の申請を行っている者を除く）でないこと、並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書3②に定める一般競争参加資格がわかる資料
- 2 基本協定締結説明書3③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書3④に定める技術者の資格等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書3⑦に定める要請時の連絡先等を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書3⑧に定める希望設備等を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Mail:aaaa_bbbb@cccc.co.jp

【土木関係・電気通信設備関係共通】

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無	有り（登録番号を明記）又は無し	

注) ・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。

(別記様式3)

【土木関係・電気通信設備関係共通】

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の ^(フリガナ) 氏名	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士	
	その他	

- ・代表の技術者を複数登録することも可能です。
- ・募集要領 2. (6) ②③に示す資格の内、「これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者」で保有資格を証明する場合のみ最終学歴の記載を必須とする。

(注1)「貴社に在籍される技術者数」項目中の1級土木施工管理技士は、【電気通信設備関係】のうち a) 電気設備は1級電気工事施工管理技士、 b) 通信設備は1級電気通信工事施工管理技士に読み替えるものとする。

コメント欄

(登録にあたり特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 4)

【電気通信設備関係】

1) 希望設備調査票

[記入例]

設備名	希望順位
①電気設備	(例) 第2希望
②通信設備	(例) 第1希望

※1 希望順位が分かるように記載願います。

※2 第2希望まで記載された形は、それぞれの実績、技術者の資格を提出して下さい。

※設備の内容

①電気設備

広島国道事務所管内の電気設備

②通信設備

広島国道事務所管内の通信設備

上記、通信設備には下記、通信機器等の運用を含む。

- ・衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT II)
- ・5GHz 帯無線アクセスシステム (i-RAS)
- ・公共ブロードバンドシステム (公共 BB)

2) 中国地方整備局管内にある建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所

[記入例]

住所 ○○県○○市○○町○番地

※募集要領 2. (8) 関係

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
※担当者のメールアドレスを必ず記載して下さい。
- 令和7・8年度の一般競争参加資格に係る書類 →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→健康保険被保険者証の写し」等（有効期限前の健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））の確認できる資料
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 別図－1 『道路災害応急対策担当区域図』 →土木関係は必須提出
- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →土木関係は必須提出
- 別紙－2 『要請時の連絡先』 →必須提出

→但し、「緊急時連絡先」は協定締結後変更可、建設機械及び資機材の詳細は協定締結決定後に依頼する。

- 別記様式4『希望設備調査票』 →電気通信設備関係は必須提出
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別紙－1 『担当区域希望調査票』

管内の4区域について、希望順位を記載願います。なお、区域名については、別図－1『道路災害応急対策担当区域図』を参照願います。

区 域 名	希望される順位	建設資機材等の搬入時間
可部地区		
呉地区		
西条地区		
広島地区		

- ①管内の4区域、全て記入して下さい。
- ②建設資機材等の搬入時間は、資機材置き場から希望する各出張所までの大凡の搬入時間を記載下さい。
- ③希望する地域が偏る場合は、必要に応じて調整する場合があります。
- ④順位の高い地域を優先した活動の実施とする。

記載例

区 域 名	希望される順位	建設資機材等の搬入時間
可部地区	第2希望	1.0 h
呉地区	第1希望	0.5 h
西条地区	第3希望	0.5 h
広島地区	第4希望	0.5 h